

外国への特許等の出願を支援します！

外国への特許出願、実用新案・意匠・商標出願、冒認対策商標出願 に要する費用の一部補助を行います！

外国出願補助金のご案内

募集期間

平成30年6月7日(木)

～平成30年7月6日(金)17:00必着

◆ 応募資格

◇ 対象となる企業等

県内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業は除く）
またはそれらの中小企業者で構成されるグループ



◇ 対象となる出願

補助金交付申請の提出時点において、日本国特許庁に既に特許出願（PCT出願、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を含む。）、実用新案・意匠・商標登録出願、冒認対策商標出願を行っており、平成31年1月末日までに同内容の出願を外国特許庁へ完了出来ること

◆ 補助対象経費

外国特許庁への出願経費（出願手数料・弁理士費用・翻訳費用等）

- ※ 国内出願費用、特許協力条約に基づく出願（PCT出願）費用、日本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願にかかる手数料や費用は補助対象外です。
- ※ 消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT））は補助対象外です。
- ※ 交付決定日から平成31年1月末日までに外国への直接出願、または指定国への国内段階移行及び支払が完了済みのものに限り（完了できなかった場合は助成取消しとなります）。

◆ 補助金額

原則1企業1出願、補助対象経費の1/2以内

< 案件ごとの補助金上限額 >

- 特許出願：150万円
- 実用新案・意匠・商標登録出願：60万円
- 冒認対策商標出願：30万円

※ 補助金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額から減額して交付決定することがあります。



◆ 採択数（予定）

3社程度

支援センターに設置する審査委員会で選考の上、平成30年8月初旬頃に決定予定です。

※応募方法は裏面をご覧ください。

（裏面に続く）

応募方法

下記の提出書類を持参または郵送して下さい。

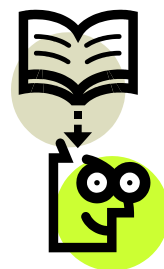
※様式と詳細な募集要項は、HPからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.miesc.or.jp/>)

※ご不明な点は総合相談・経営支援課(059-253-4355)までお尋ね下さい。

◆ 提出書類 (①～⑪の正本1部・副本6部)

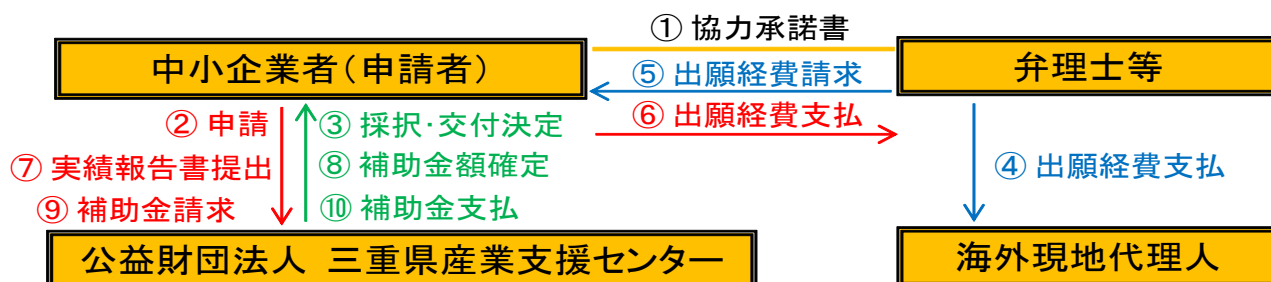
- ① 補助金交付申請書、協力承諾書(様式)
 - ② 登記簿謄本(個人事業主の場合は住民票)の写し
 - ③ 会社の事業概要(パンフレット可)
 - ④ 役員等名簿
 - ⑤ 直近2期分の決算書(貸借対照表・損益計算書)の写し
※個人事業主の場合は、確定申告書の写し
 - ⑥ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
 - ⑦ 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
 - ⑧ 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金、借入金等)
 - ⑨ 先行技術調査等の結果
 - ⑩ 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
 - ⑪ その他支援センターが定める事項
- ※提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。



【注意事項】

- ◆ 国内弁理士等の協力を得られる(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できること)。実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合は、補助金の支払ができません。
- ◆ 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと。
- ◆ 本件補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ◆ 申請書における先行技術調査、当該出願による権利を活用して出願予定国での事業展開について、三重県知財総合支援窓口担当者(電話: **059-271-5780**)等へ相談して、しっかりのご検討して下さい。
- ◆ その他、申請に当たり別途定める「公募要領」等を熟読して下さい。

【補助金の流れ】



公益財団法人 三重県産業支援センター総合相談・経営支援課 経営向上班

お申し込み・
お問い合わせ

■ 〒514-0004 津市栄町 1-891 (三重県合同ビル 5F)

■ TEL: 059-253-4355 ■ E-mail: koujou@miesc.or.jp

■ FAX: 059-228-3800 ■ URL: <http://www.miesc.or.jp/>